

人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援寄附金返礼品提供事業者及び
返礼品募集要綱

(目的)

第1条 道志村（以下「村」という。）の地元産品等のPRによる産業振興を
目的に、人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援寄附金（以下「道志村ふ
るさと納税」という。）をされた方に対して、返礼品を提供する事業者（以
下「提供事業者」という。）及び返礼品を募集する。

(提供事業者の登録要件)

第2条 提供事業者に登録できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者
とする。ただし、下記の要件に適合しても村長が提供事業者として適当でな
いと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 各種法令を遵守し事業を行う者
- (2) 村内に本店、支店、事業所等を有し、村内で生産、製造、加工又は
サービスの提供（販売又は体験を含む。以下同じ。）を行っている法人、
その他団体又は個人事業者であること。ただし、村の地域産業の振興及び
魅力発信につながる提供事業者として判断され、かつ、村長が認める場合
はこの限りでない。
- (3) 村税等の滞納がない者
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構
成員ではない者

(返礼品の登録要件)

第3条 返礼品は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただ
し、下記の要件に適合しても村長が返礼品として適当でないとした場合は、
この限りでない。

- (1) 「地場産品基準」（平成31年総務省告示第179号）に該当する
もの
- (2) 返礼品の製造等に関し許認可資格が必要なものがある場合は、適法
な手続きを済ませているもの
- (3) 飲食物の場合は、原則として寄附者に返礼品到着後、おおよそ5日
以上の消費期限・賞味期限が保証されているもの。ただし、生鮮食品等の
鮮度が高く要求される返礼品については、この限りでない。
- (4) 返礼品の価格は、商品代金・梱包料・手数料・消費税を含んだ価格
（以下「調達価格」という。）とする。なお、送料については調達価格に
入れないものとする。
- (5) 村長からの発注に対し、遅延無く速やかに寄附者に発送すること。
なお、季節により、収穫する特産品や期間限定品の場合はこの限りでな

い。

(提供事業者及び返礼品の登録)

第4条 返礼品の登録を受けようとする事業者は、次の各号に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

- (1) 道志村ふるさと納税返礼品提供事業者及び返礼品登録申請書(様式第1号)
- (2) 道志村ふるさと納税返礼品地場産品基準確認シート
- (3) 事業者の所在、概要が分かるもの(様式任意・パンフレット可)
- (4) 返礼品の写真
- (5) 返礼品となる商品の製造、販売等にあたり許認可資格が必要な商品はその許認可証等の写し

(提供事業者及び返礼品の承認)

第5条 村長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請内容の審査を行い、速やかに承認又は不承認について決定し、道志村ふるさと納税返礼品提供事業者及び返礼品登録承認結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(登録内容変更・辞退・追加)

第6条 前条による承認を受けた提供事業者は、登録された内容を変更するとき、提供を辞退しようとするとき又は返礼品を追加登録するときは、道志村ふるさと納税返礼品提供事業者及び返礼品登録内容変更・辞退・追加申請書(様式第3号)を変更又は辞退を希望する30日前までに村長に提出しなければならない。

(登録取消)

第7条 村長は、登録された提供事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、提供事業者の登録から除外し、当該提供事業者に対し、道志村ふるさと納税返礼品提供事業者及び返礼品登録承認解除通知書(様式第4号)により通知する。

- (1) 第2条に定める要件に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) 提出書類に虚偽があったとき。
- (3) 村に損害を及ぼす行為があったとき。

2 村長は、登録された返礼品が次の各号のいずれかに該当した場合は、返礼品の登録から除外し、当該提供事業者に対し、道志村ふるさと納税返礼品提供事業者及び返礼品登録承認解除通知書(様式第4号)により通知する。

- (1) 第3条に定める要件に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) 提出書類に虚偽があったとき。
- (3) 村のふるさと納税の返礼品としてふさわしくないと判断されたと

き。

- 3 前項の規定により除外された返礼品において、登録取消通知日までに既に申込みの完了した返礼品は送付させるものとする。

(提供事業者の責務)

第8条 提供事業者は、提供した返礼品の品質等に関する苦情及び事故に対し、責任を持って誠実に対応しなければならない。

- 2 提供事業者は、提供する返礼品について、在庫不足等その他やむを得ない事由により、登録を受けた送付期間内の送付が困難であると見込まれるときは、速やかに村長に報告しなければならない。

- 3 提供事業者は、返礼品の発送に係る業務を除き、これを第三者に請け負わせてはならない。

- 4 提供事業者は、本業務の実施につき、提供された寄附者の個人情報等を厳重に取り扱うとともに、返礼品の提供以外の目的に使用し、又は第三者に漏えいしてはならない。

- 5 前項の規定は、提供事業者でなくなった後においても同様とする。

(委託業務)

第9条 村長は、ふるさと納税の効果的な運営を図るため、ふるさと納税に係る事務のうち、必要と認めるものについて、委託することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。